# 事業継続力強化計画記入例【自然災害のみのケース】

様式第20

事業継続力強化計画に係る認定申請書

令和○○年 ○○月 ○○日

○○経済産業局長 殿

名 称 株式会社中小企業

代表者の役職及び氏名 代表取締役 中小 太郎

中小企業等経営強化法第50条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

## (備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

事業継続力強化計画

## 1 名称等

代表者の役職名及び氏名 代表取締役 中小 太郎

常時使用する従業員の数

100 名

業種 非鉄金属製造業

法人番号 ●●●●●●●●●●●

設立年月日 \_\_\_\_\_1993 年●月●日

## 2 事業継続力強化の目標

自社の事業活動の概要	当社は、主に大手電機メーカーA社の〇〇部品の製造を担っ おり、当該部品の過半数のシェアを握るなどサプライチェー 上の重要な役割を担っている。	
事業継続力強化に取り組む 目的	1.自然災害発生時において、人命を最優先として、社員と社員 の家族の安全と生活を守る。 2.地域社会の安全に貢献する。 3.部品の供給の継続、又は早期の再開により、お客様への影響 を極力少なくする。	
事業活動に影響を与える 自然災害等の想定	当社の事業拠点は○○県○○市にあり、	
自然災害等の発生が事業活動に与える影響	想定する自然災害等のうち、事業活動に与える影響が最も大きいものは震度 6 弱の地震であり、その被害想定は下記の通り。  (人員に関する影響) 営業時間中に被災した場合、設備の落下、避難中の転倒などにより、けが人が発生する。また、公共交通機関が停止すれば、従業員が帰宅困難者となるほか、夜間に発災した場合、翌営業日の従業員の参集が困難となる。併せて、従業員の家族へも被害が生ずる。 これら被害が事業活動に与える影響として、復旧作業の遅れ、事業再開時において、特定の従業員が専属で担当していた部分について業務再開が困難となること、生産量が減少することなどが想定される。  (建物・設備に関する影響) 事業所の建物は、新耐震基準を満たしているため、揺れによる建物自体への直接被害は軽微。一方、設備は、停電が発生す	

れば、一時的に停止。また、揺れにより生産機器が損傷するほ

か、配管や配線類が断裂する。津波が発生すれば、中間財や生産済の在庫も損傷する

おそれ。

インフラについては、電力・水道は1週間程度、都市ガスは2週間程度、供給が停止するほか、公共交通機関は1週間ほど機能不全となるおそれ。

これら被害が事業活動に与える影響として、生産ラインの全部 又は一部の停止などが想定される。

### (資金繰りに関する影響)

資金繰りについては、設備の稼働停止や営業停止によって営業収入が得られないことで、運転資金がひっ迫するおそれ。建物・設備に被害が生ずる場合にあっては、これらの復旧費用が必要となる。

これら被害が事業活動に与える影響として、円滑な資金調達ができなければ、運転資金が枯渇することや復旧費用を捻出できないことが想定される。

### (情報に関する影響)

オフィス内にあるサーバー(顧客情報、財務資料、設計図面 などを保管)が浸水すれば、バックアップしているデータ以外 は喪失するおそれ。

これら被害が事業活動に与える影響として、重要な情報が喪失すれば、取引先への支払、売掛金の回収、取引先からの注文の受託や納品した機器等のメンテナンス対応などが困難となることが想定される。

#### (その他の影響)

取引先の被災や公共交通機関の影響により、1週間程度、原料である鋼材の調達が困難になれば、最終製品の出荷が不可能になるおそれ。

これら被害が事業活動に与える影響として、取引先と約定通りの、製品納入を行えないなどの事態が想定される。

# 3 事業継続力強化の内容

(1) 自然災害等が発生した場合における対応手順

	項目	初動対応の内容	発災後の 対応時期	事前対策の内容		
		従業員の避難方法	発災直後	<ul><li>・自社拠点内の安全エリアの設定</li><li>・社内の避難経路の周知・確認</li><li>・避難所までの経路確認</li></ul>		
1	人命の安全確保	従業員の安否確認 方法	発災直後	・安否確認システムの導入 ・従業員の連絡網の整備 (携帯電話番号、メールア ドレス、SNS等)		
		生産設備の緊急停 止方法	発災直後	・発災直後 · 緊急時の機器停止手順の周知・確認		
		顧客への対応方法	発災直後	・顧客の避難場所の周知、誘 導体制の確立		
2	非常時の緊急時体制の構築	代表取締役社長を 本部長とした、災害 対策本部の立ち上 げ	発災後1時間以内	<ul><li>・設置基準の策定</li><li>・災害対策本部の体制整備等</li></ul>		
3	被害状況の把握 被害情報の共有	被災状況や、生産・ 出荷活動への影響 の有無の確認当該 情報の第一報を顧 客及び取引先並び に地元の市当局、商 工団体に報告	発災後 12 時間以内	・被害情報の確認手順の整理 ・被害情報及び復旧の見通し に関する関係者への報告 方法、対外的な情報発信方 法の策定等		
4	その他の取組					

# (2) 事業継続力強化に資する対策及び取組

		<現在の取組>
		・現在、具体的な対策は行っていない。
	自然災害等が発生した場合における	<今後の計画>
Α		, , , , , ,
	人員体制の整備	・ 事業所から 10km 圏内に居住する従業員を緊
		急参集担当に任命する。非常時に従業員が参
		心参来担当には叩りる。乔市时に従来貝が参
		集できるよう、緊急参集担当には、電動機付
		来できるとう、宗心が未造当には、电動成门
		自転車を貸与する。

	I	
В	事業継続力強化に資する 設備、機器及び装置の導入	・自然災害時を想定して、従業員の多能工化を進める。この取組は、増産対応が必要な場合にも有効に機能する。 ・他地域(○○県○○市)の自社工場との間で、人員融通のための体制を整備する。また、これらの取組が有効に活用できるよう、平時から複数の工場間の人事交流を行う。  <現在の取組>・現在、具体的な対策は行っていない。  〈今後の計画> 当社は、●●の重要な部品を製造しているため早期復旧が取引先などから求められていることから以下の取組を図り、●の製造の事業継続を図れる体制を構築することを目的としている。 ・停電の発生に備えて、無停電電源装置及び自家発電設備を導入する。 ・水道の停止に備えて、無停電電源装置及び自家発電設備をで調えて、近くを流れる川から水を汲み上げるポンプを備蓄する。 ・工場及び倉庫の開口部に止水板を設け、床上1mまでの浸水被害を免れるようにする。・「揺れによる生産設備の損傷を防ぐため、海価500万円以上の生産設備の全てに、免震装置及び非常時の緊急停止装置を備える。・他地域の自社工場において代替生産ができるよう、社内の製造設備の金型や作業工程の標準化を進める。これらの取組のため、○の生産ラインを増強する。・主要取引先である大手B株式会社と連携し、
		生産設備に被害が及んだ場合は、同社の生産 設備を供り 生産を継続する
C	事業活動を継続するための 資金の調達手段の確保	設備を借り、生産を継続する。 < 現在の取組> ・現在、火災保険に加入している。火災保険の対象範囲は、建物、生産設備及び在庫等となっている。 ・現状、火災保険の対象外となっている水害や地震が発生した場合は補償の対象とならないことに加え、これら被害により休業等が発生した場合における休業補償も契約していないため、復旧費用や運転資金などの資金調達が困難となることが想定される。

		<今後の計画>
		・現在加入している火災保険について、水災補
		償特約を加えるほか、火災も含めて休業補償
		も追加して契約する。加えて、地震時の建物
		補償として地震共済に加入する。
		・地震が発生した際に緊急融資が受けられるよ
		う、地元の金融機関(銀行・信金・信組等)
		の担当者及び商工会の経営指導員と日々コミ
		ュニケーションを取る。
		<現在の取組>
		・現在、具体的な対策は行っていない。
ъ	事業活動を継続するための	<今後の計画>
D	重要情報の保護	・顧客名簿や帳簿について、電子化し、クラウ
		ド上のサーバーに保管する。
		・ 事業所内の設備を記録するため、毎月1日に
		事業所内の写真を撮る。

# (3) 事業継続力強化設備等の種類

	(2)の 項目	取得 年月	設備等の名称/型式	所在地
1	В	R3. 9	排水ポンプ/METI01	●●県/××市○○—○
2	В	R3. 10	架台(既に取得等をした自家	●●県/××市○○—○
			発電設備(機械装	
			置)用)/METIO2	
3	В	R3. 11	サーモグラフィ装置/METIO	●●県/××市○○—○
			3	

	設備等の種類	単価(千円)	数量	金額(千円)
1	機械装置	2,000	1	2,000
2	機械装置	1,000	1	1,000
3	器具備品	600	2	1, 200

確認項目	チェック欄
上記設備は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)及び消防法(昭和二十	
三年法律第百八十六号)上設置が義務づけられた設備ではありません。	/

# (4) 事業継続力強化の実施に協力する者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

名称	A株式会社	
住所	○○県○○市○○町○-○	
代表者の氏名	00 00	
協力の内容	・ 自然災害に備えた事前対策の取組強化について、技術的な助 言を受けるほか、自社の生産設備に支障が生じた場合、同社 の生産設備を借りて、代替生産を行うことについて、検討・ 決定する。	

名称	B銀行○○支店	
住所	○○県○○市…	
代表者の氏名	00 00	
協力の内容	<ul><li>・被災時において、最大○○万円までの緊急融資を受けられる 契約を結んでおくとともに、○○県信用保証協会のセーフティネット保証を活用することについて、事前に協議を行う。</li><li>・コミットメントラインや事前融資予約などについても、今後協議を進める。</li></ul>	

名称	
住所	
代表者の氏名	
協力の内容	

# (5) 平時の推進体制の整備、訓練及び教育の実施その他の事業継続力強化の実効性を確保するための取組

計画の推進及び訓練・教育については、代表取締役社長の指揮の下、実施する。

社内の管理職全員で組織する「防災・減災対策会議」(年2回開催)において、具体的な取組を検討・決定する。毎年5月を目処に、全社員参加の訓練を実施することとし、訓練に合わせて、社員への教育も実施する。

また、実態に則した計画となるように、年1回以上計画の見直しを実行する。

#### 4 実施時期

2019年 9月~ 2022年 8月

## 5 事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施	使途・用途	資金調達方法	金額(千円)
事項			
事前対	設備の復旧費用の支払い	当該設備にか	50,000
策		かる損害保険	
		等への加入	
事前対	従業員への給与の支払い	C 銀行からの	5,000
策		融資	
事前対	自家発電設備、免震装置、排水ポン	自己資金	3,700
策	プの導入費用の支払い		

#### 6 その他

#### (1) 関係法令の遵守(必須)

確認項目	チェック欄
事業継続力強化の実施にあたり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法	
律(昭和二十二年法律第五十四号)、下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年	
法律第百二十号)、下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第百四十五号)その	<b>/</b>
他関係法令に抵触する内容は含みません。	

## (2) その他事業継続力強化に資する取組(任意)

確認項目	チェック欄
レジリエンス認証制度(※1)に基づく認証を取得しています。	
ISO 22301 認証(※2)を取得しています。	
中小企業 BCP 策定運用指針に基づき BCP を策定しています。	✓

- (※1) 国土強靱化に貢献する団体を認証する制度
- (※2) 事業継続マネジメントシステム (BCMS) の国際規格

## 本記入例は、事業継続力強化計画策定の手引きの記入例を整理したものです。

- ※ (3) 事業継続力強化設備等の種類は、税制優遇を活用しない場合は記載不要です
- ※(4)事業継続力強化の実施に協力する者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の 内容は、関係者による働きかけや支援がない場合には記載不要です

出所:事業継続力強化計画策定の手引き(令和3年4月22日版)

事業継続力強化計画認定サポート.jp https://kyoujinka.jp/